

令和4年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部審査〕 開催状況

開催年月日 令和4年6月28日
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答 弁 者 危機管理監、原子力安全対策担当局長、
 原子力安全対策課長、環境安全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 泊原発の安全性等について</p> <p>(一) 札幌地裁判決の受け止めについて 泊原発運転差し止めなどを求めた訴訟で、札幌地裁は5月31日、再稼働を認めない判決を出しました。原子力規制委員会の判断を待たず、司法が独自に原発の危険性を指摘した画期的判決であります。原子力防災に責任を持つ危機管理監は、判決をどう受け止めたのか、お聞かせください。</p> <p>(二) 北電の津波対策の不備について 札幌地裁判決は、津波対策の防潮堤について「地盤の液状化や揺れによる沈下が生じる可能性がないことを、北海道電力は相当な資料によって裏付けていない」と述べました。また、建設予定の新たな防潮堤も構造が決まっておらず、津波防護機能を保持する施設は「存在せず」と認定しました。道は、判決が指摘した北電の津波対策の不備についてどう認識しているか伺います。</p> <p>(三) U P Z 圏内の避難計画と再稼働判断について 道をはじめ原発から半径30キロ以内のU P Z 圏内の自治体には避難計画策定が義務付けられています。病院や社会福祉施設の避難計画について、道ではどう位置づけられ、知事が行う再稼働判断にどう影響するか、伺います。</p> <p>医療機関や社会福祉施設からの避難がしっかり行うことができるのか、懸念があります。</p> <p>(四) 医療機関・社会福祉施設の避難計画等について U P Z 圏内の医療機関、社会福祉施設がいくつありますか。これらの避難計画策定状況について明らかにしてください。また、入院患者や入所の障害者や在宅の要介護者等をはじめとした避難行動要支援者、何人と想定していますか、伺います。</p> <p>要支援者9,777人ですね。</p> <p>(五) 夜間帯における避難体制について 夜間に原発事故が発生した場合、医療機関や社会福祉施設では夜勤の職員しかいません。日中と同様の体制は、とれません。避難計画において、夜間帯に事故が発生した場合、人員が少ない中でどう対応しますか。</p> <p>夜間の支援体制は道としては把握していないということですね。本当に大丈夫なんでしょうか、疑問を感じます。</p>	<p>(危機管理監) 泊発電所に係る判決についてでございますが、原発に関する訴訟につきましては、これまで様々な司法判断がなされているところでございます。その判断につきましては、申し上げる立場にはございませんが、原発は安全性が確保されることが大前提であり、再稼働につきましては、規制委員会において、最新の知見を反映した厳格な基準に基づく厳正な審査・確認を行っていただくことが重要と考えております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 泊発電所の津波対策についてでございますが、泊発電所については、現在、規制委員会において津波対策も含め、厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況ではありませんが、引き続き、審査の状況を注視してまいります。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 病院等の避難計画などについてでございますが、道の原子力防災計画においては、要配慮者などに対する配慮として、病院等医療関係機関や社会福祉施設等の管理者は、原子力災害時における患者や入所者などの避難計画を作成するものとしております。なお、泊発電所につきましては、使用済み核燃料が現に貯蔵されているため、不断に原子力防災対策を講じる必要があることから、道としては、原子力防災計画等に基づき、関係町村と連携しながら、防災対策に取り組んでまいります。</p> <p>(原子力安全対策課長) 医療機関及び社会福祉施設の避難計画等についてでございますが、令和3年4月1日現在、U P Z 内の13町村において避難計画の作成対象となる、病床を有する医療機関は10施設、社会福祉施設は165施設であり、すべての施設において、避難計画を作成しています。また、U P Z 内の避難行動要支援者数は、9,777人となっています。</p> <p>(原子力安全対策課長) 医療機関及び社会福祉施設の夜間対応についてでございますが、各施設の避難計画では、職員の招集が速やかに行えるよう連絡体制を整備し、屋内退避など必要な対応を行うこととしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 救急車両の台数について 医療機関、社会福祉施設において、重症者など救急車を使用して避難を行う対象者はどれだけいますか。また、必要な救急車両の数と原発災害時にUPZ圏内の患者・障害者を搬送する位置づけの救急車の台数、併せてお示しください。</p> <p>【指摘】 入院病床932床、社会福祉施設の定員2,720人、合計3,652人です。このうち何人が自力で避難できて、何人が車イスで、何人がストレッチャーを必要とするのか、ただ今の答弁、把握していないということでありました。消防の車16台、施設や自治体保有の車両、自衛隊の支援で、対応できるものと考えていると答弁されましたけれども、何人ストレッチャーを必要とするかわからないで対応できるとするのは、根拠が無く無責任であります。ストレッチャーで避難する人数の想定、あるいはその規模感を持つ必要性について、指摘をしておきます。</p> <p>(七) 避難バス派遣計画について 次にバス避難についてであります。住民の避難にはバスが重要な役割を担います。北海道新聞の報道によりますと、6社にバス派遣について取材し、「できない」あるいは「困難」が3社から回答がありました。道と北海道バス協会との間で「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」を締結していますけれども、UPZ圏内の住民を避難させるために、何台のバスが必要なのか。乗務員の防護策はどうなっているのか。それが確保できるのか。具体的なバス派遣計画は策定されているのか、伺います。</p> <p>(八) 北電による公表事象について 次にインシデント等についてであります。福島第一原発事故以降、泊原発における安全協定に基づく公表基準に該当する事象は何件ですか。 また、事象に対して道が北電へ再発防止要請を行った回数は何回ですか。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 医療機関及び社会福祉施設における避難についてですが、UPZ内における医療機関の許可病床数は932床、福祉施設の入所定員数は2,720人となっています。 そのうち重症患者や介護度の高い入所者など、他の病院等への移送にあたって配慮が必要となる方々は、一定数おられると考えていますが、その人数については、時々入院及び入所状況や病状等により日々変動するものであり、把握はしていません。 いずれにしても、そうした方々については、各施設及び関係自治体が保有する車両や、UPZ内の3消防組合が保有する16台の救急車両のほか、福祉車両を保有する運送業者などによる支援を受け、さらには状況に応じて、自衛隊などの実動機関の支援を得るなどして、対応できるものと考えています。</p> <p>(原子力安全対策課長) 避難バスの確保についてであります。今回の報道を受け、改めて北海道バス協会に確認したところ「バス要請・運行要領」については、今回報道された事業者を含め、大手バス会社が参加するバス協会の定例理事会で承認されたものであり、バス協会としては、この枠組みのもと、道の要請に基づき、必要なバス台数を確保することとしており、この取扱いに変更がないことを確認しています。 この要領では、バス運転手の安全確保を大前提として、道が必要な防護資機材を整備・備蓄し、緊急時に配布することや、住民輸送業務の際の被ばく線量限度を、国際的な考え方などに基づき、一般の方々と同様の1ミリシーベルトとし、この範囲内での業務となるよう、運行方法などを定めています。 また、UPZ内については、緊急時モニタリング結果により、空間放射線量率が基準値を超える区域について住民を避難させることや、自家用車による住民避難も想定していることなど、その地域の状況に応じて、道の要請に基づき、バス協会が会員事業者と調整し、バスを確保して対応することとしています。 これによっても、なお車両や人員などが不足する場合には、自衛隊などの実動機関の支援も得るなどして、対応することとしています。</p> <p>(環境安全担当課長) 泊発電所における公表事象についてであります。平成23年3月の福島第一原発事故以降、本年5月末までの状況で申し上げますと、泊発電所から100km以内での震度4以上の地震の観測や、モニタリングデータの伝送不良、機器の点検における軽微な故障、国の規制検査において指摘があったものなど、公表基準に該当した事象は78件となっております。 道では、これらの事象のうち、41件について、北電に対し、再発防止策の策定や安全対策について、申し入れを行っているところです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(九) 北電の原発事業者としての資質について 直近の公表事象でいいますと、5月18日、放射性物質の侵入を防ぐ換気装置のフィルターが7年間交換されていなかったというものであります。一昨年4定の予特で私の質問に対し、原子力安全対策担当局長は「様々な場面で北電に必要な事項を申し入れている」と答弁しました。しかしその後も北電は繰り返しているわけです。こういう姿勢では原発再稼働を行う事業者としての資格がないと言わざるを得ませんけれども、どうお考えですか。</p> <p>(十) 道としての原発の安全判断について 原発再稼働にあたって知事自身が、安全性を判断する責任がある以上、自ら安全と判断する基準を持たなければならぬのではないのでしょうか。 少なくとも、地裁判決を含め原発の安全性や避難計画の妥当性についての疑念が生じている現状を放置することなく、ゼロベースで原発の安全性について検証する仕組みを構築すべきではありませんか。お考えを伺います。</p> <p>安全性という点でも、先ほどの避難のあり方という点でも疑問が残っております。よって知事に直接伺いたいと思いますので、委員長、お取りはからいをお願いいたします。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 泊発電所の安全対策についてでございますが、原発は安全性が確保されることが大前提でございます。事業者として保安責任を負う北電につきましても、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向けて、不断に取り組むべきものと考えております。</p> <p>(危機管理監) 原発の安全対策などについてでございますが、原発の安全確保は、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われておりまして、独立性の高い組織として設けられました原子力規制委員会において、最新の知見を反映した基準に基づき、厳正な審査・確認を行い、その結果につきましても、責任を持って説明を行うべきものと考えてございます。 原発は安全性が確保されることが大前提でございますから、道といたしましては、こうした考え方について、原発立地道県共通の認識として、引き続き、原子力発電関係団体協議会を通じて、規制責任を担う国に対して求めていくとともに、道自らも原子力防災訓練を重ねるなどして、防災対策の充実・強化に不断に取り組んでまいります。</p>